

随意契約の公表（令和6年度）

対象：予定価格250万円を超える工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手 時期	工事完成 時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
下水道課	株式会社第一テクノ 関東支店	埼玉県さいたま市桜区南元宿2-34-11	新座市公共下水道雨-4ポンプ監視通報装置設置工事	新座市東北二丁目地内	上下水道施設電気設備工事	マンホールポンプ（雨-4）監視通報装置を設置する工事	R6.8.2	R7.1.31	3,740,000	当該ポンプに係る制御盤設置からポンプの維持管理を左記業者に委託しているため、現場状況を把握しており、また、他のマンホールポンプの水位観測及び運転状況の把握を左記業者のシステムにより行っているため、新たなシステム構築費用及び機器設置に伴う大規模な工事が不要となり、安価な経費での契約が見込まれるため選定した。 【地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号を適用】
下水道課	株式会社明電舎 北関東支店	埼玉県さいたま市浦和区常盤9-21-14	大和田貯留施設設置に伴う雨水管路内観測器設置工事	新座市大和田三丁目地内	上下水道施設電気設備工事	大和田貯留施設設置に伴い雨水管路内観測器を設置する工事	R6.8.23	R7.3.14	2,750,000	現在汚水及び他の雨水管路内において導入されている左記業者のシステムが入ったマンホールアンテナを導入することで、水位観測の管理を一元化できるとともに、新たなシステム構築費用及び機器設置に伴う大規模な工事が不要となり、安価な経費での契約が見込まれるため選定した。 【地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号を適用】
みどりと公園課	株式会社井上電機	新座市大和田1-2-6	総合運動公園非常・業務放送機器等維持補修工事（緊急）	新座市本多二丁目地内	電気設備工事	総合運動公園の非常・業務放送機器等を維持補修する工事	R6.9.10	R7.2.10	5,154,730	落雷により、総合運動公園管理事務所内にある電気設備（非常・業務用放送機器、障がい者用トイレ呼出器、警報盤）及び園内灯3基の故障が確認され、速やかに修繕する必要があることから、工期及び技術的に対応可能である3者による見積合せにより選定した。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用】